

船舶事故調査報告書

平成29年9月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年1月27日 06時00分ごろ
発生場所	神奈川県横浜市本牧 ^{ほんもく} ふ頭東方沖 本牧船舶通航信号所から真方位150° 890m付近 (概位 北緯35° 25.9′ 東経139° 41.7′)
事故の概要	油タンカー第七高榮丸 ^{こつえい} は、南南西進中、また、警戒船兼交通船あがたは、北進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年1月30日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 油タンカー 第七高榮丸、98.32トン 126133、高栄石油株式会社 B 警戒船兼交通船 あがた、29トン 134333、昭和船舶株式会社（船舶借入人）
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） B 船長B、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 右舷船首部に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 7、視界 良好 海象：波高 約2m 日出時刻：06時44分ごろ
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、法定灯火を表示し、約8ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で南南西進中、操舵室前面窓に波しぶきを受けて前方の見通しが悪く、また、海面反射によりレーダー映像が不鮮明な状況下、船長Aが、目視により旋回窓越しに前方の見張りを行って航行していたところ、船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。 B船は、船長Bほか2人が乗り組み、法定灯火を表示し、約6knの速力で北進中、前方に陸岸や錨泊船の明かりが多数存在し、また、海面反射によりレーダー映像が不鮮明な状況下、船長Bが、右舷前方至近にA船を認め、左舵を取ったものの、A船と衝突した。
分析	A船は、船長Aが、操舵室前面窓に波しぶきを受けて前方の見通しが悪く、また、海面反射によりレーダー映像が不鮮明な状況下、見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、船長Bが、前方に陸岸や錨泊船の明かりが多数存在し、ま

	<p>た、海面反射によりレーダー映像が不鮮明な状況下、見張りを適切に行っていなかったことから、A船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、船長A及び船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 常時適切な見張りを行うこと。